

# 和光市次世代育成支援対策後期行動計画

## 【基本方針・重点施策】（案）

## 1 後期行動計画策定の趣旨

次世代育成支援対策後期行動計画は、次世代育成支援対策推進法第8条第1項に基づき策定されるもので、子どもの自立支援、子育て支援施策を総合的・計画的に進めていくための方向を示し、保育計画、母子保健計画を内包する計画である。また、これは、第三次和光市総合振興計画（平成13年度～平成22年度）の施策の大綱「健やかで優しい和光の実現のために【保健・福祉・医療】に向けた部門計画としても位置付けられるものである。

本市では、平成9年度に「和光市すこやかプラン」(平成10年度～平成16年度)を策定し、平成13年度に同計画の見直しを行った。また、平成15、16年度には、「和光市次世代育成支援行動計画」(平成17年度～平成21年度)を策定し、「子どもと大人の笑顔かがやくまち・和光 ～子どもと親のウェルビーイングの促進～」を基本理念・将来像とし、施策・事業の推進を行ってきた。

この間、社会環境の変化や経済状況の悪化に対応するとともに、子育て支援を推進する中では、モニタリング（事業の監視）や事業の評価を積極的に取入れることにより、効果的な事業運営が求められてきた。

現在の計画が平成21年度に終了することから、今後の社会情勢等の変化を踏まえ、“選択と集中”による事業の効果的な推進を念頭に、後期行動計画を策定する。

**根拠法令** 「次世代育成支援対策推進法」

（市町村行動計画）

第八条 市町村は、行動計画策定指針に即して、五年ごとに、当該市町村の事務及び事業に関し、五年を一期として、地域における子育ての支援、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画（以下「市町村行動計画」という。）を策定するものとする。

## 2 計画策定方針

- ・ 和光らしい計画づくり  
和光市の地域特性を踏まえた、独自性のあるビジョンを示すとともに、和光市の社会資源（地域人材）を活用した計画づくりを行います。
- ・ 市民による市民のための計画づくり  
施策や事業の方向性については、より多くの市民参画を得ながら、子育てへの関心を高められる計画づくりを行います。に
- ・ 新たなニーズに的確に対応した計画づくり  
子育て環境を的確に把握するとともに、新たな子育て環境の課題に対応し、和光市で子育てを続けたいと思うような計画づくりを行います。
- ・ 目標が明確で、成果を評価できる計画づくり  
施策や事業が、何を目標としているのかを明確にするとともに、事業毎の達成状況が評価でき、進行管理を適正に行うことができる計画づくりを行います。
- ・ 実行性のある計画づくり  
厳しい財政状況が予想される中で、施策・事業については、「選択と集中」により、実行性を意識した計画づくりを行います。
- ・ わかりやすい計画づくり  
計画書は、図や表を使う等の工夫をして、市民にとって和光市の目指す子育て環境がわかりやすい計画づくりを行います。

**上記の案を踏まえて、策定委員会としての「策定方針」を検討していただきます。**

### 3 計画策定の視点

- ・ 子どもの視点  
子どもの幸せを第一に考え、子どもの利益が最大限に尊重されるよう配慮する。特に子育ては、男女が協力して行うべきものとの視点に立つ。
- ・ 次代の親づくりという視点  
豊かな人間性を形成し、自立して家庭を持つことができるよう、長期的な視野に立った取組を進める。
- ・ サービス利用者の視点  
多様な個別のニーズに柔軟に対応できるように、利用者の視点に立った柔軟かつ総合的な取組を行う。
- ・ 社会全体による支援の視点  
様々な担い手の協働の下に対策を進めていく。
- ・ すべての子どもと家庭への支援の視点  
「子育てと仕事の両立支援」と「広くすべての子どもと家庭への支援」という観点から推進する。
- ・ 地域における社会資源の効果的な活用の視点  
地域の社会資源を十分かつ効果的に活用し、子育ての当事者を始めとする多様な主体の参画、行政とこれらの主体の協働を図る。また、各種の公共施設の活用を図る。
- ・ サービスの質の視点  
サービスの質を確保する。人材の資質の向上を図るとともに、情報公開やサービス評価等の取組を進める。
- ・ 地域特性の視点  
各地方公共団体が各々の特性を踏まえて主体的な取組を進めていく。

#### ・ 仕事と生活の調和の実現

一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会（ワークライフバランス）を目指す。

#### ・ 包括的な次世代育成支援の枠組みの構築

今後の人口構造の変化に対応して、仕事と生活の調和を推進し、かつ、希望する結婚や出産・子育ての実現を支えることに対応するために、すべての子どもや子育て家庭に普遍的に提供される枠組みを構築する。

- ・ 利用者の視点に立った点検・評価とその反映  
利用者の視点に立った指標等を盛り込んで、定期的に点検・評価を行い、その結果を毎年度の予算編成、事業実施に反映させる PDCA サイクルを確立する。
- ・ 子どもの孤立化・地域ばなれへの対応  
様々な体験・交流等の機会の充実、小学校高学年以上の子どもの居場所・拠点づくり等、子どもの孤立化や地域ばなれを防止する。

上記の案を踏まえて、策定委員会としての「視点」を検討していただきます。

(注)・～・は、「行動計画策定の手引き」(厚生労働省作成)から引用しました。

・は、事務局提案です。

・内(～)は、前期計画と同様の視点です。

#### 4 実施すべき施策・事業

##### 施策 ．地域における子育ての支援

- (1) 児童福祉法に規定する子育て支援事業をはじめとする地域における子育て支援サービスの充実、宅における支援、短期預かり支援、相談・交流支援、子育て支援コーディネート
- (2) 保育計画等に基づく保育所受入れ児童数の計画的な拡充等の保育サービスの充実
- (3) 地域における子育て支援のネットワークづくり
- (4) 児童館、公民館等を活用した児童の居場所づくりなど、児童の健全育成の取組の推進
- (5) 地域の高齢者が参画した世代間交流の推進、余裕教室や商店街の空き店舗等を活用した子育て支援サービスの推進、幼稚園の園庭・園舎を開放した子育て相談や未就園児の親子登園等

##### 施策 ．母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進

- (6) 乳幼児健診の場を活用した親への相談指導等の実施、「いいお産」の適切な普及、妊産婦に対する相談支援の充実など、子どもや母親の健康の確保
- (7) 発達段階に応じた食に関する学習の機会や食事づくり等の体験活動を進めるなど、食育の推進
- (8) 性に関する健全な意識の涵養や正しい知識の普及など、思春期保健対策の充実
- (9) 小児医療の充実、小児慢性特定疾患治療研究事業の推進、不妊治療対策の推進

##### 施策 ．子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

- (10) 子どもを生き育てることの意義に関する教育・啓発の推進
- (11) 家庭を築き、子どもを生き育てたい男女の希望の実現に資する地域社会の環境整備の推進
- (12) 中・高校生等が子育ての意義や大切さを理解できるよう、乳幼児とふれあう機会を拡充
- (13) 不安定就労若年者（フリーター）等に対する意識啓発や職業訓練などの実施
- (14) 確かな学力の向上、豊かな心や健やかな体の育成、信頼される学校づくり、幼児教育の充実など、子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備
- (15) 発達段階に応じた家庭教育に関する学習機会・情報の提供、子育て経験者等の「子育てサポーター」の養成・配置など、家庭教育への支援の充実
- (16) 自然環境等を活用した子どもの多様な体験活動の機会の充実など、地域の教育力の向上
- (17) 子どもを取り巻く有害環境対策の推進

##### 施策 ．子育てを支援する生活環境の整備

- (18) 良質なファミリー向け賃貸住宅の供給支援など、子育てを支援する広くゆとりある住宅の確保
- (19) 公共賃貸住宅等と子育て支援施設の一体的整備など、良好な居住環境の確保
- (20) 子ども等が安全・安心に通行することができる道路交通環境の整備
- (21) 公共施設等における「子育てバリアフリー」の推進
- (22) 子どもが犯罪等の被害に遭わないための安全・安心まちづくりの推進

施策 ．職業生活と家庭生活との両立の推進

- (23) 多様な働き方の実現、男性を含めた働き方の見直し等を図るための広報・啓発等の推進
- (24) 仕事と子育ての両立支援のための体制の整備、関係法制度等の広報・啓発等の推進

施策 ．子ども等の安全の確保

- (25) 子どもを交通事故から守るための交通安全教育の推進、チャイルドシートの正しい使用の徹底
- (26) 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進
- (27) 犯罪、いじめ等により被害を受けた子どもの立ち直り支援

施策 ．要保護児童への対応などきめ細かな取組の推進

- (28) 児童虐待防止対策の充実
- (29) 母子家庭等の自立支援の推進
- (30) 障害児施策の充実
- (31) ( 出産前から 3 歳未満の時期 )

この時期の支援への重点的な取組を図る。就業希望者を育児休業と保育、あるいはその組合せでカバーできる体制・仕組みの構築、それぞれの制度における弾力化による多様な選択を支える切れ目のない支援を図る。

- (32) ( 3 歳から小学校就学前の時期 )  
幼稚園の預かり保育、認定こども園と短時間勤務を普及・促進する。

- (33) ( 学齢期の放課後対策 )  
全小学校区での「放課後子どもプラン」の実施による空白地区の解消、対象児童の増加に対応した 1 学校区当たりのクラブ数の増加による保育所から放課後児童クラブへの切れ目のない移行と適正な環境を確保する。

施策 ．すべての子どもの健やかな育成を支える対個人給付・サービス

- (34) すべての子ども・子育て家庭に対するサービスとして一時預かり制度が機能するように事業を再構築し、一定水準のサービス利用を普遍化する。
- (35) 子育て世帯の支援ニーズに対応し、現金給付と税制を通じて総合的に経済的支援を実施する。

施策 ．すべての子どもの健やかな育成の基盤となる地域の取組

- (36) 妊婦健診について、望ましい受診回数を確保するための支援を充実する。
- (37) 全市町村で生後 4 か月までの全戸訪問を実施する。小学校区すべてに地域子育て支援拠点を面的に整備する。
- (38) 全小学校区において放課後子ども教室を実施する。

(39) 家庭的な環境における養護の充実、施設機能の見直しを図る。

(注)・以上は、「行動計画策定の手引き」(厚生労働省作成)から引用しました。

・(1)～(39)は、事業番号です。

全事業(1)～(39)から、下記の事業を選択していただきます。

・ **最重点事業** (全事業の中で3つ程度)

・ **重点事業** (全事業の中で7つ程度)